

大阪大学産業科学研究所購入物品機種選定委員会規程

(委員会の設置)

第1条 大阪大学産業科学研究所における購入物品の機種選定を適正に行うため、国立大学法人大阪大学購入物品機種選定取扱規程（以下「取扱規程」という。）第3条の規定に基づき、購入物品機種選定委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(委員会の審議事項)

第2条 委員会は、取扱規程第4条に規定する一契約の価格が500万円以上の物品の機種選定について審議する。

ただし、一契約の価格が1,000万円以下となる物品で、予算責任者が適当と認めた場合は、委員会に代えて複数の者を指名し、それらの者に機種選定を行わせることができる。

(委員会等の組織)

第3条 委員会又は指名された者（以下「委員会等」という。）は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 当該研究分野の担当教授又は附属研究施設等の長（以下「担当教授等」という。）
- (2) 審議する物品の内容に対応する分野の教員又は技術職員若干名
- (3) その他委員会等が必要と認めた者

2 委員会の委員は、予算責任者が委嘱する。

第4条 委員会等に委員長又は代表者を置き、担当教授をもって充てる。

(委員会等の申請)

第5条 担当教授等は、第2条に該当する物品購入の事由が生じたときは、すみやかに別紙様式1により、予算責任者に申請するものとする。

第6条 予算責任者は、前条の規定に基づく申請書を受理したときは、ただちに、その内容を検討のうえ、別紙様式2により、通知するものとする。

(委員会等の業務)

第7条 委員会等は、購入しようとする物品の仕様、規格、性能等について、専門的観点から検討し購入物品を選定するものとする。

(委員会等の報告)

第8条 委員会等は、物品の選定を決定した時は、選定理由書を作成し、選定の経過を示す関係書類を添付して、予算責任者に報告するものとする。

(雑則)

第9条 事務部において、第2条に該当する物品購入の事由が生じたときは、本規程を準用するものとする。

第10条 委員会等に関する事務は、研究連携課で行う。

附 則

この規程は、昭和60年4月1日から施行する。

附 則

この改正は、平成7年4月1日から施行する。

附 則

この改正は、平成16年7月9日から施行し、平成16年4月1日から適用する。

附 則

この改正は、平成20年4月1日から施行する。

(別紙様式1)

平成 年 月 日

予算責任者 殿

担当教授等

職名

氏名

㊟

機種選定委員会等設置申請書

本研究所購入物品機種選定委員会規程第2条の規定に該当する物品購入の事由が生じたため、下記のとおり申請します。

記

1. 設置申請の理由

一 契約の価格が500万円以上と見込まれるため

2. 購入物品の名称

物 品	数 量

3. 見積金額

千円 (別添参考見積書・カタログ等のとおり)

4. 機種選定委員会委員又は指名者名簿 (○印 委員長又は代表者を表示のこと)

職 名	氏 名	職 名	氏 名

計 名

(注) 参考見積書等は必ず添付すること。

(別紙様式2)

平成 年 月 日

..... 殿

予算責任者

機種選定委員会等設置通知書

平成 年 月 日付け申請のありました購入物品機種選定について、下記のとおり決定したので通知します。(物品名).....

記

1. 委員会等の設置区分

- 規程第2条の規定に基づき機種選定委員会委員を委嘱する。
- 規程第2条ただし書の規定に基づき指名する。

2. 委員会等委員の委嘱（指名）

規程第3条の規定に基づき、次のとおり委嘱（指名）する。

職名	氏名	職名	氏名
委員長（代表者）			

期間：平成 年 月 日～平成 年 月 日

3. 報告

機種選定後は、ただちに、規程第8条の規定に基づき選定理由書を作成し、選定の経過を示す関係書類を添付して報告すること。